

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、<u>県立松代病院及び</u>県立十日町病院に患者サポートセンター、<u>県立精神医療センター</u>に社会復帰部、<u>県立加茂病院及び</u>県立吉田病院に患者サポートセンター、<u>県立新発田病院</u>に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、<u>県立リウマチセンター及び</u>県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 <u>消化器内科</u> 脳神経内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 <u>リハビリテーション科</u> 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 臨床工学科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 県立中央病院、<u>県立松代病院、</u>県立十日町病院、<u>県立加茂病院、</u>県立新発田病院、<u>県立リウマチセンター及び</u>県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(参与等)</p> <p><b>第17条の2</b> 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、経営企画員、<u>建築調整員、</u>主査及び主任を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、<u>県立十日町病院</u>に患者サポートセンター、<u>県立精神医療センター</u>に社会復帰部、<u>県立加茂病院及び</u>県立吉田病院に患者サポートセンター、<u>県立新発田病院</u>に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、<u>県立リウマチセンター</u>に患者サポートセンターを置く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 <u>リハビリテーション科</u> 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 臨床工学科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 県立中央病院、<u>県立十日町病院、</u>県立加茂病院、<u>県立新発田病院及び</u>県立リウマチセンターの患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(参与等)</p> <p><b>第17条の2</b> 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、経営企画員、主査及び主任を置くことができる。</p>

2 参与、参事、副参事、経営企画員、建築調整員、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

2 参与、参事、副参事、経営企画員、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。